

地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

令和3年7月21日 制定

(目的)

第1条 この要領は、坂戸市と建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負業者のうち、中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者（以下「受注者」という。))が、平成20年10月17日付け国土交通省総建発第197号等通知に規定された地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合における、坂戸市建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書きに規定する工事請負代金債権の譲渡承諾手続に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 融資制度に係る債権の譲渡を承諾できる対象工事は、坂戸市が発注するすべての建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に定める工事については、対象外とする。

- (1) 設計額が130万円未満の工事
- (2) 継続費を設定した工事
- (3) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事
- (4) 付帯工事
- (5) 受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たって市長が不適当と認める特別の事由がある工事

3 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とする。

(債権譲渡の範囲)

第3条 譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合における契約約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の坂戸市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額とする。

2 請負契約が解除された場合において譲渡される請負代金債権の額は、前項の規定にかかわらず、契約約款第52条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の坂戸市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

3 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して増減するものとする。

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第4条 債権の譲渡人は、融資制度を利用しようとする受注者（以下「債権譲渡人」という。）とし、工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、融資制度に係る中小・中堅建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たすものとして一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、受注業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(支払計画の提出)

第5条 受注者は、債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの債権譲渡の承諾を受けよ

うとする工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を記載した支払状況・支払計画書を債権譲受人に提出し、債権譲受人は、これを確認するものとする。

- 2 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）は、債権譲受人から、前項に規定する支払状況・支払計画書の写しの提出を受けて確認するものとする。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第6条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の額及び債権譲受人から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

（債権譲渡の承諾申請）

第7条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の書類を坂戸市の工事発注担当課へ提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書
- (2) 債権譲渡契約証書
- (3) 工事履行報告書
- (4) 発行日から3カ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1部
- (5) 当該請負工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により債権譲渡について承諾が義務付けられている場合は、保険者又は保証者による必要な承諾を受けている旨を証する書類

（債権譲渡を承諾する時点）

第8条 市長が債権譲渡を承諾する時点は、第2条に規定する工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

- 2 前項の規定による承諾に当たっての工事の出来高の確認については、工事履行報告書の受領をもって足りることとする。

（債権譲渡の承諾）

第9条 債権譲渡の承諾は、第7条に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、次の各号の内容を審査した上で債権譲渡承諾書2通を受注者に交付することにより行う。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書に記載されている譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること。
- (2) 提出された各種書類の記載内容に誤りがなく、提出日等の条件を満たしていること。
- (3) 当該請負契約が解除されていないこと又は契約約款第47条第1項各号に該当する恐れがないこと。

- 2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等を受領した日から14日以内に行うものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第10条 第7条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は前条第1項による審査によりその内容に不備があると市長が認めた場合は、債権譲渡の承諾は行わない。

- 2 前項の場合において、市長は、速やかに承諾しない旨及びその理由を受注者に通知するものとする。

(出来高確認)

第11条 融資制度における債権譲渡契約の締結や融資の審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、発注者に工事出来高確認協力依頼書（以下「協力依頼書」という。）を提出するものとする。

3 前項の協力依頼書の提出があった場合、発注者は、工程に支障の無い範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

(債権譲渡通知)

第12条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第9条第1項に基づく承諾を得た後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約等に基づき融資等が実行された場合は、連署にて速やかに発注者に対して債権譲渡通知書を提出しなければならない。

(請負代金の請求)

第13条 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金の額及び請負代金額（以下「請負代金額等」という。）が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で支払を請求することができる。

なお、債権譲渡人は、債権譲渡承諾後に請負代金額等の請求をすることはできない。

2 債権譲受人が、前項に基づき請負代金等の請求をするときは、次の各号に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 工事請負代金請求書

(2) 債権譲渡承諾書の写し

(3) 発行日から3カ月以内の債権譲受人の印鑑証明書 各1部

(その他)

第14条 融資制度の監督官庁、保証事業の監督官庁、事業協同組合等債権譲受人の監督行政庁、振興基金又は捜査機関等が、受注者、債権譲受人等が融資制度に関し不正を行ったと認めたときは、市長は、当該不正を行った受注者又は債権譲受人を第4条の規定にかかわらず、債権譲渡人又は債権譲受人の対象から除外することができる。

2 受注者や債権譲受人が提出した書面が、内容の虚偽、偽造又は改ざん等がなされた不正なものであったときは、市長は、融資制度の監督官庁、保証事業の監督官庁、事業協同組合等債権譲受人の監督行政庁、振興基金及び捜査機関等にその事実を通報しなければならない。

3 本制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務は一切軽減されるものではない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年8月1日から施行し、令和8年3月31日までの間に限り、効力を有する。